

相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改正後	相殺関税及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン
<p>1.(省略)</p>	<p>1. ガイドラインの性格</p> <p>相殺関税及び不当廉売関税に関する制度の運用については、関税及び貿易に関する一般協定、補助金・相殺措置協定、ダンピング防止協定及び国内関係法令に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資するために制定するものである。なお、各協定の適用に当たっては、国際的に確立された各協定の解釈を考慮する。</p>
<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「補助金・相殺措置協定」、「ダンピング防止協定」、「法」、「不当廉売関税政令」又は「相殺関税政令」とは、それぞれ「補助金及び相殺措置に関する協定」、「1994年の関税及び貿易に関する一般協定第6条の実施に関する協定」、「関税定率法（明治43年法律第54号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）」又は「相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）」をいう。</p>	<p>2. 定義</p> <p>このガイドラインにおいて、「法」、「不当廉売関税政令」又は「相殺関税政令」とは、それぞれ「関税定率法（明治43年法律第54号）」、「不当廉売関税に関する政令（平成6年政令第416号）」又は「相殺関税に関する政令（平成6年政令第415号）」をいう。</p>
<p>3.(省略)</p>	<p>3. 中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（不当廉売関税政令第2条第3項、第10条の2第1項、第2項、第3項、第4項）</p> <p>(1) 不当廉売関税政令第2条第3項の規定において中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下同じ。）を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中華人民共和国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。四において同じ。）

	<p>の重大な介入がない事実</p> <p>二 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実</p> <p>三 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実</p> <p>四 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実</p> <p>五 その他「中華人民共和国特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」について財務大臣が適当と認めるものであって、調査開始時に生産者に通知するもの</p> <p>(2) 中華人民共和国が世界貿易機関へ加入するため世界貿易機関との間において合意した条件を定めた議定書第15節(d)の規定により、不当廉売関税政令第2条第3項及び第10条の2の規定は、平成28年12月10日までの間に限り適用できるものであることに留意する。</p>
<p>4.(省略)</p>	<p>4. 価格の比較に及ぼす条件の差異（不当廉売関税政令第2条第4項）</p> <p>不当廉売関税政令第2条第4項に規定する「その他価格の比較に影響を及ぼす条件の差異」とは、例えば、供給国における市場価格に影響を与えるような貨物の品質上の差異及び支払条件、品質保証、アフターサービス等の販売条件の差異並びに課税上の差異をいう。</p>
<p>5. 本邦の産業</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2)(省略)</p>	<p>5. 本邦の産業</p> <p>(1) 相当の割合（相殺関税政令第2条第1項、不当廉売関税政令第4条第1項）</p> <p>相殺関税政令第2条第1項又は不当廉売関税政令第4条第1項に規定する「相当の割合」は、50%とする。</p> <p>(2) 本邦の生産者から除外される生産者（相殺関税政令第2条第1項、第2項、不当廉売関税政令第4条第1項、第2項）</p> <p>相殺関税政令第2条第2項の規定により同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第4条第2項の規定によ</p>

(3) 支配関係(相殺関税政令第2条第2項、不当廉売関税政令第4条第2項)

相殺関税政令第2条第2項ただし書各号又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書各号に規定する「支配」とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。

一 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合

二 他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

— 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること

— 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

— 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

り同条第1項の本邦の生産者には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高は、当該貨物の本邦における総生産高の計算に当たっては、これを含める。

— 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること

— その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、上記二の から までのいずれかの要件に該当する場合

（４）当該輸入貨物の供給者又は輸入者と関係を有する生産者又は自ら輸入を行った生産者の例外（相殺関税政令第２条第２項ただし書、不当廉売関税政令第４条第２項ただし書）

二 相殺関税政令第２条第２項ただし書又は不当廉売関税政令第４条第２項ただし書に規定する他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。

— 取引量、用途その他の当該貨物に係る支配関係にある者との取引の実態

— 法第７条第５項、第１８項若しくは第２３項又は法第８条第４項、第２１項若しくは第２６項の規定による申請に対する支持の状況

— その他直接又は間接の支配関係が他の生産者の行動と異なる行

<p>動をとらせるものでないと認められる特別の事情</p> <p>二 相殺関税政令第2条第2項ただし書又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書に規定する主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる事項を考慮して行う。</p> <p>— 輸入先、輸入量、輸入の目的その他の当該貨物に係る輸入の実態</p> <p>— 法第7条第5項、第18項若しくは第23項又は法第8条第4項、第21項若しくは第26項の規定による申請に対する支持の状況</p> <p>— その他主たる事業が当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産であると認められる特別の事情</p>	
<p>6.(省略)</p>	<p>6.申請等</p> <p>(1) 証拠の提出先等(相殺関税政令第2条第2項ただし書、第4条第1項から第7項まで、第9項後段、第7条第1項、第2項、第8条第2項、第9条第1項、第2項、第10条第1項、第2項、第11条第1項、不当廉売関税政令第4条第2項ただし書、第7条第1項から第7項まで、第9項後段、第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第11条第2項、第12条第1項、第3項、第13条第1項、第2項、第14条第1項、第17条第2項)</p> <p>相殺関税政令第2条第2項ただし書に規定する証拠、相殺関税政令第4条第1項から第7項まで及び第9項後段に規定する書面若しくは証拠、相殺関税政令第7条第1項若しくは第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、相殺関税政令第8条第2項に規定する書面、相殺関税政令第9条第1項若しくは第2項に規定する意見の表明、相殺関税政令第1</p>

0条第1項若しくは第2項に規定する情報若しくは相殺関税政令第11条第1項に規定する書面又は不当廉売関税政令第4条第2項ただし書に規定する証拠、不当廉売関税政令第7条第1項から第7項まで及び第9項後段に規定する書面若しくは証拠、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項又は第2項に規定する証拠、証言若しくは書面、不当廉売関税政令第11条第2項に規定する書面、不当廉売関税政令第12条第1項若しくは第3項に規定する書面、不当廉売関税政令第13条第1項若しくは第2項に規定する情報又は不当廉売関税政令第14条第1項に規定する書面若しくは不当廉売関税政令第17条第2項に規定する書面の提出先又は申出先は、財務省関税局関税課とする。提出部数は、最低10部とする。

(2) 支持の状況(相殺関税政令第4条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号、不当廉売関税政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号)

相殺関税政令第4条第1項第7号、第3項第7号若しくは第4項第7号又は不当廉売関税政令第7条第1項第7号、第3項第7号若しくは第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第7条第5項、第18項若しくは第23項又は法第8条第4項、第21項若しくは第26項の規定による求めを支持している関係生産者等(当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。)の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等(当該求めを支持している関係生産者等を含む。)の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関

	<p>係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該求めを支持している関係労働組合を含む。）の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、法第7条第6項、第19項若しくは第24項又は法第8条第5項、第22項若しくは第27項に規定する「必要があると認めるとき」には該当しないものとする。</p> <p>(3) 本邦の生産者から除外される生産者等（相殺関税政令第3条第1項、第2項、不当廉売関税政令第5条第1項、第2項）</p> <p>相殺関税政令第3条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされ、又は不当廉売関税政令第5条第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる本邦の生産者若しくは同項第2号に掲げる構成員には含まないものとされる生産者の当該輸入貨物と同種の貨物の生産高若しくは構成員の人数は、当該貨物の本邦における総生産高若しくは当該貨物の本邦における生産に従事する者の総数の計算に当たっては、これを含める。</p> <p>(4) 申請書の記載事項・記載要領（相殺関税政令第4条第1項から第5項まで、第15条、不当廉売関税政令第7条第1項から第5項まで、第19条）</p>
<p><u>7. 新規供給者とならない者（不当廉売関税政令第6条）</u></p> <p><u>不当廉売関税政令第6条各号に規定する「支配」とは、我が国の会計原則に基づく次のいずれかに該当する場合をいう。</u></p> <p>一 <u>他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合</u></p> <p>二 <u>他の会社等の議決権の40%以上、50%以下を自己の計算において所有している場合であって、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当す</u></p>	

<p>る場合</p> <p>— 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること</p> <p>— 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること</p> <p>— 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること</p> <p>— 他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っていること</p> <p>— その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること</p> <p>三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に他の会社等の議決権の過半数を占めている場合であって、かつ、上記二の から までのいずれかの要件に該当する場合</p>	
<p>8 . 調査の開始等</p> <p>(1) 調査開始決定までの期間（法第 7 条第 6 項、第 1 4 項、第 1 9 項、第</p>	<p>7 . 調査の開始等</p> <p>(1) 調査開始決定までの期間（法第 7 条第 6 項、第 1 4 項、第 1 9 項、第</p>

<p>24項、第28項、法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項)</p> <p>法第7条第6項、第14項、第19項(同条第28項において準用する場合を含む。)若しくは第24項の調査又は法第8条第5項、第13項、第22項(同条第31項において準用する場合を含む。)若しくは第27項の調査(下記15.を除き以下単に「調査」という。)を開始するか否かの決定は、相殺関税政令第4条第1項から第5項までの規定又は不当廉売関税政令第7条第1項から第5項までの規定による書面の受理の日から2月程度を目途に行う。</p> <p>(2)(省略)</p> <p>(3)(省略)</p>	<p>24項、第28項、法第8条第5項、第13項、第22項、第27項、第31項)</p> <p>法第7条第6項、第14項、第19項(同条第28項において準用する場合を含む。)若しくは第24項の調査又は法第8条第5項、第13項、第22項(同条第31項において準用する場合を含む。)若しくは第27項の調査(下記9.を除き以下単に「調査」という。)を開始するか否かの決定は、相殺関税政令第4条第1項から第5項までの規定又は不当廉売関税政令第7条第1項から第5項までの規定による書面の受理の日から2月程度を目途に行う。</p> <p>(2) 関税・外国為替等審議会(相殺関税政令第5条第1項、第13条第2項、第3項、不当廉売関税政令第8条第1項、第16条第2項、第3項)</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、関税・外国為替等審議会特殊関税部会の委員に通知するとともに、適当な時期に調査開始に至った事情を同部会に説明する。</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第13条第2項若しくは第3項又は不当廉売関税政令第16条第2項若しくは第3項の規定により通知及び告示をする場合は、その内容を関税・外国為替等審議会特殊関税部会に報告する。</p> <p>(3) 調査担当者団(相殺関税政令第14条、不当廉売関税政令第18条)</p> <p>財務大臣は、調査を開始することが決定されたときは、法第7条第1項又は法第8条第1項に規定する本邦の産業を所管する大臣及び経済産業大臣と協議のうえ、財務省、当該本邦の産業を所管する省及び経済産業省の関係職員若干名からなる調査担当者団を設ける。</p>
<p>9.(省略)</p>	<p>8. 質問状の送付(相殺関税政令第7条第1項、第2項、第9条第2項、第1</p>

	<p>0条第1項、第2項、不当廉売関税政令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第2項、第13条第1項、第2項)</p> <p>財務大臣は、相殺関税政令第7条第2項又は不当廉売関税政令第10条第2項若しくは第10条の2第2項の規定による証拠の提出、相殺関税政令第9条第2項の規定による意見の表明又は相殺関税政令第10条第2項又は不当廉売関税政令第13条第2項の規定による情報の提供を求めるときは、速やかに、利害関係者(相殺関税政令第7条第1項又は不当廉売関税政令第10条第1項に規定する利害関係者をいう。)又は産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体(相殺関税政令第10条第1項又は不当廉売関税政令第13条第1項に規定する産業上の使用者若しくは当該調査に係る貨物の主要な消費者の団体をいう。)に質問状を送付し、当該質問状の回答期限を調査事案ごとに質問状に明示する。</p>
<p>10. 現地調査(補助金・相殺措置協定12.6及び附属書、ダンピング防止協定6.7及び附属書)</p> <p>(1) 提供された情報を確認し又は更に詳細な情報を入手するため必要がある場合には、補助金・相殺措置協定12.6又はダンピング防止協定6.7の規定に従い、輸出国における供給者又は補助金交付を行った輸出国における政府に対し、以下のとおり現地調査を行う。</p> <p>二 調査前</p> <p>— 調査日程の調整</p> <p>イ 対象者に対し、現地調査の受入れの可否について確認する。</p> <p>ロ 現地調査の受入れに同意した対象者と日程を調整する。</p> <p>ハ 輸出国における政府の代表者に対し、現地調査実施の通知を行い、反対しないことを確認する。</p> <p>— 対象者への事前通知</p>	

<p><u>日程決定後、対象者に対し、通知文書、現地調査に係る説明文書を送付する。輸出国における供給者に対しては、詳細な調査項目をこれらの文書と併せて送付するものとし、準備期間等を配慮し、概ね現地調査の日の17日前までに発出する。</u></p> <p>二 調査後</p> <p>— <u>調査結果報告書を作成する。</u></p> <p>— <u>重要事実の開示（相殺関税政令第12条又は不当廉売関税政令第15条の規定による通知をいう。以下、11（2）及び15（2）において同じ。）において、当該調査の結果に係る企業に対し、調査結果報告書を送付する。</u></p> <p>— <u>上記の規定にかかわらず、重要事実の開示前であっても、当該調査の結果に係る企業の求めがある場合には、調査結果報告書を開示する。</u></p> <p><u>（2）上記（1）の規定は、本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合にも準用する。</u></p>	
<p><u>11．知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）（補助金・相殺措置協定12．7、ダンピング防止協定6．8及び附属書）</u></p> <p><u>（1）次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金・相殺措置協定12．7又はダンピング防止協定6．8の規定により、知ることができた事実（以下「ファクツ・アヴェイラブル」という。）に基づいて仮の又は最終的な決定を行うことができる。</u></p> <p>一 質問状への回答が行われない場合</p> <p>二 部分的な回答のみが行われ、情報が不足する場合</p> <p>三 提出された情報の正確性が検証できない場合</p> <p>四 <u>正当な理由なく情報提供を著しく遅延させているものと認められ</u></p>	

る場合

五 その他上記に類する状況がある場合

(2) ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、次の手順に従う。

一 質問状への回答期限延長に係る要請がなされた場合には、調査を著しく遅延させるおそれがある場合を除き、可能な限り延長を認める。

二 質問状への回答期限を経過した場合は、ファクツ・アヴェイラブルの適用の可能性に言及しつつ回答の督促を行う。

三 質問状への回答が不十分な場合は、不備又は不明な点を明示し、更なる情報提供を求める。

四 提出された情報の一部又は全部を不採用としファクツ・アヴェイラブルを適用する場合には、当該利害関係者に対し、不採用とする理由及びファクツ・アヴェイラブルを適用する部分を通知し、かつ、適当な期限を設けて当該利害関係者に対し、意見表明の機会を与える。

五 提出された情報の一部が不十分な場合は、不備又は不明な点を明示し、現地調査において更なる説明を求める。

六 仮決定の際には、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を利害関係者に通知するとともに、その内容を公示し、反論の機会を与える。

七 重要事実の開示の際には、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した情報及び適用した手法を利害関係者に通知し、反論の機会を与える。

八 最終決定の際には、仮決定後の調査による変更点を利害関係者に通知するとともに、その内容を公示する。

12. 標本抽出(サンプリング)(ダンピング防止協定6.10、6.10.1、6.10.2)

(1) 次のいずれかに該当する場合には、ダンピング防止協定6.10の規定により、検討の対象について、関係国からの輸出量のうち合理的に調査できる範囲を超えるものと判断し、標本抽出(以下「サンプリング」という。)を行うことができる。

- 一 原則として輸出国の生産者の数が20を超える場合
- 二 調査対象貨物の品種の数が実行可能でないほど多い場合

(2) サンプリングを行う場合には、次の手続に従う。

- 一 知り得た全ての輸出国の供給者に対して、調査対象期間に係る対象貨物の日本向け及び第三国向け輸出量、国内販売量及び生産量を問う質問状を送付する。
- 二 質問状に対する回答が得られない供給者に対しては督促を行う。
- 三 回答に基づき、原則として輸出国の生産者の数が20を超えていた場合には、サンプリングを行う。この場合、回答が得られていない者であっても代表的な生産者と判断される場合には、サンプリングの対象として抽出することができるものとする。
- 四 抽出された者に対して、サンプリングの対象となる旨通知するとともに意見表明の機会を与える。
- 五 回答が得られ抽出されなかった輸出国の供給者に対して、サンプリングの対象とならなかった旨通知するとともに、当該者が調査を受けたい旨申し出た場合には、原則として抽出された者と同様に個別に調査を行う。

(3) サンプリングを行う場合には、次の点に留意する。

- 一 原則として日本への輸出量が多い生産者20者程度を抽出し、抽

<p><u>出された者の輸出量の合計が輸出量全体の概ね50%を占めることを確保する。</u></p> <p>二 <u>調査対象国が複数存在する場合は、それぞれの国から抽出されることを確保する。</u></p> <p>三 <u>調査対象貨物に複数の品種が存在する場合は、抽出された者の輸出する品種が全ての品種を含むことを可能な限り確保する。</u></p>	
<p>13. <u>相殺関税の対象となる補助金の額の算定方法（補助金・相殺措置協定14）</u></p> <p><u>（1）基本的考え方</u></p> <p><u>代表的な補助金の額の算定方法に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。ただし、各補助金の算定方法については、個別の調査において、その性質・条件等を十分に踏まえ、適切な決定を行うこととする。</u></p> <p>二 <u>贈与</u></p> <p>— <u>補助金額</u></p> <p><u>贈与による補助金額は、当該輸出国政府（注）から当該企業が受領した贈与額とする。内国税の減免税等も贈与として取り扱うこととし、その場合の補助金額は、当該企業が減免された税等の額とする。</u></p> <p><u>（注）「当該輸出国政府」には次のものを含む（以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>当該輸出国内の公的機関</u></p> <p>ロ <u>通常当該輸出国政府に属する資金的貢献を遂行すること、又は、当該輸出国政府が通常とる措置と実質上異ならないものをとることを当該輸出国政府から委託又は指示された民間団体</u></p> <p>— <u>補助金の受領時期</u></p>	

贈与の場合には、当該企業が贈与を受領した時点で補助金が受領されたものとする。

二 債務免除

― 補助金額

債務免除による補助金額は、当該輸出国政府が当該企業に対し免除した元本又は利息のいずれか一方又は双方の額とする。

― 補助金の受領時期

債務免除の場合には、元本又は利息のいずれか一方又は双方が免除された時点で補助金が受領されたものとする。

三 出資

― 補助金額

イ 当該輸出国政府による出資が、当該国内の民間投資者の出資に関する通常の慣行（危険資本の提供に関するものを含む。）と適合しない状況（同様の出資条件では通常の民間投資者は出資しないと考えられるなど。）で行われる場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の出資による補助金額は、当該輸出国政府及び民間投資者による同様の出資条件のもとでのそれぞれの出資額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による出資と比較できる民間投資者による適当な出資が存在しない場合、当該出資により当該政府が合理的な投資収益を合理的な期間内に回収できる状況であったか等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

― 補助金の受領時期

出資の場合には、当該企業が出資を受けた時点で補助金が受領されたものとする。

四 貸付け

— 補助金額

イ 当該輸出国政府による貸付けを受けている企業が当該貸付けに対して支払う額と当該企業が市場で実際に同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の貸付けによる補助金額は、当該輸出国政府による貸付け及び当該商業的貸付けそれぞれに対して支払う額の差額とする。

ロ 当該輸出国政府による貸付けと比較できる当該企業への商業的貸付けが存在しない場合、比較のために適切と考えられる当該国内で行われている商業的貸付け等を検討の上で妥当な補助金額を決定する。

— 補助金の受領時期

貸付けの場合には、当該企業が当該輸出国政府による貸付けを受けなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

五 債務保証

— 補助金額

当該輸出国政府による債務保証を受けている企業が当該保証を受けている貸付けに対して支払う額と当該企業が政府による保証なしに同等な商業的貸付けを受ける場合に当該商業的貸付けに対して支払う額との間に差が存在する場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の債務保証による補助金額は、当該輸出国政府による保証を受けている貸付け及び当該商業的貸付けそれぞ

れに対して支払う額の差額とする。

— 補助金の受領時期

債務保証の場合には、当該企業が当該輸出国政府による債務保証がなかったとしたならば、同等の商業的貸付けに関する支払いを行わなければならなかったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

六 物品・役務の提供又は物品の購入

— 補助金額

イ 当該輸出国政府による当該提供が妥当な対価よりも少ない額の対価で行われ、又は当該購入について妥当な対価よりも多い額の対価が支払われる場合には、利益をもたらすものと見なす。その場合の物品・役務の提供又は物品の購入による補助金額は、それぞれの額の差額とする。

ロ 対価の妥当性は、当該提供又は購入が行われる当該輸出国における関係する物品又は役務について市場の一般的状況（価格、品質、入手可能性、市場性、運送その他の購入又は販売の条件を含む。）を考慮の上、適切に決定される。

— 補助金の受領時期

物品・役務の提供又は物品の購入の場合には、当該輸出国政府による当該提供又は購入に対して当該企業又は当該輸出国政府が支払いを行った、又は支払いがなかったときには、支払いを行うべきであったと推定される時点で補助金が受領されたものとする。

(2) 補助金額算定にともなう調整

補助金額の算定を行う際には、以下の調整を行う。

<p>二 経費の控除 補助金の申請に要する経費、補助金を相殺するための輸出税等は、補助金額から控除される。</p> <p>二 補助金額の配分 — 補助金の交付を受けた年を起算年として、複数年にわたり当該補助金による利益が継続していると考えられる場合には、妥当な期間に当該補助金額を配分することとする。この場合には、当該利益から生じる利息を加算する。 — 当該配分の必要性については、各補助金の性質・条件等を検討の上、個別に決定される。</p>	
<p>14. 仮決定後の対応（法第7条第10項、法第8条第9項） 仮決定後の対応については、次のとおりとする。</p> <p>二 仮決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、暫定措置をとることができる。</p> <p>二 仮決定において、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実又は不当廉売された貨物の輸入の事実が推定に至らないが、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定される場合には、調査の継続を検討する。</p> <p>三 仮決定において、補助金の交付を受け又は不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定に至らない場合には、調査の終了を検討する。</p>	
<p>15. 約束 (1) 約束の受諾の要件（法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、</p>	<p>9. 約束の受諾の要件（法第7条第9項前段、第15項前段、第21項、第25項、第28項、法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28</p>

第25項、第28項、法第8条第8項前段、第14項前段、第24項、第28項、第31項)

約束(法第7条第9項前段(同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。))又は法第8条第8項前段(同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。))に規定する約束をいう。本項、第3項及び第4項において同じ。)は、次の各号に定める事項のいずれもが規定されているものが申出された場合に限り受諾される。

一 (省略)

二 (省略)

三 (省略)

項、第31項)

約束(法第7条第9項前段(同条第15項前段、第21項及び第25項において準用し、並びに同条第21項の規定を同条第28項において準用する場合を含む。))又は法第8条第8項前段(同条第14項前段、第24項及び第28項において準用し、並びに同条第24項の規定を同条第31項において準用する場合を含む。))に規定する約束をいう。以下同じ。)は、次の各号に定める事項のいずれもが規定されているものが申出された場合に限り受諾される。

一 当該約束の有効期間は、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日に満了する。ただし、相殺関税政令第11条第3項又は不当廉売関税政令第14条第3項の規定により当該約束が消滅した日又は当該約束が撤回された日、当該約束の違反があった日、法第7条第28項の規定において準用する同条第19項若しくは法第8条第31項の規定において準用する同条第22項の調査により法第7条第17項各号に掲げる事情の変更若しくは法第8条第20項各号に掲げる事情の変更があると認められた場合(法第7条第28項の規定において準用する同条第21項若しくは法第8条第31項の規定において準用する同条第24項の規定により新たに約束が受諾される場合を除く。)におけるこれらの調査が完了する日、その他の当該約束が効力を失った日のいずれか早い日が、当該約束の受諾の日から5年以内の当該約束で定める日を経過する日より前である場合、本約束は、当該いずれか早い日に効力を失う旨の規定

二 当該約束の履行に関連する情報の提供、関連資料の確認及びこれらの手続に関する規定

三 当該約束の申出をした供給国の当局又は輸出者が当該約束の履行に関

連する情報の提供又は関連資料の確認を拒否した場合には、当該約束の違反があったものとみなされる旨の規定

(2) 約束に際しては、次の手続に従う。

- 一 約束（法第7条第9項前段（同条第15項前段、第21項及び第25項において準用する場合を含む。）又は法第8条第8項前段（同条第14項前段、第24項及び第28項において準用する場合を含む。）に規定する約束をいう。）の申出は、重要事実の開示の日の10日後までに行うものとする。
- 二 約束に際しては、相殺関税政令第4条第1項又は不当廉売関税政令第7条第1項に規定する申請者に対し、意見を表明する機会を与えるものとする。

(3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、約束の申出を拒否することができる。

- 一 国内産業の損害が除去され得る最低価格が輸出者より提示されない場合
- 二 国内産業の損害が除去され得る措置が補助金の交付を行った輸出国における政府より提示されない場合
- 三 輸出者の約束履行が疑わしいと判断される合理的理由が存在する場合
- 四 約束の遵守状況の監視が困難になると判断される客観的事情が存在する場合
- 五 その他約束の受諾が不適切と考えられる上記に準ずる客観的な事由がある場合

(4) 約束に違反した事実があったと判断した場合の対応については、次のとおりとする。

<p>二 調査が完了していない場合には、その時点における最大限の入手可能な情報により直ちに法第7条第10項又は法第8条第9項の規定による暫定措置をとるとともに、速やかに調査を完了させ、法第7条第1項又は法第8条第1項の規定により相殺関税又は不当廉売関税を課することができる。</p> <p>二 調査が完了している場合には、直ちに法第7条第1項又は法第8条第1項の規定により相殺関税又は不当廉売関税を課することができる。</p>	
<p>16.(省略)</p>	<p>10. 暫定措置がとられる貨物の輸出者(不当廉売関税政令第17条第1項第2号)</p> <p>不当廉売関税政令第17条第1項第2号に規定する「相当の割合」は、概ね50%とする。</p>